

考試科目	日 文	所 別	法律學系 7111, 7112, 7114, 7116	考試時間	2 月 25 日 (六) 第 3 節
------	-----	-----	--------------------------------	------	--------------------

一、請將以下各小題翻譯成中文（每小題 10%，合計 60%）

(一)

被害を極小化するために、過去の災害から汲むべき教訓は多い。「想定外」を想定し、防災体制の改良を続けるべきだ。国民一人ひとりも、災害の多い島に住んでいる自覚を新たに必要がある。

(二)

売主は、受領済みの手付金の倍額を売主に支払い、買主は、売主に支払済みの手付金を放棄して、この契約を解除することができる。

(三)

高速道路の長いトンネル内で、ぜんそくなど呼吸器疾患の原因物質とされる二酸化窒素（NO₂）の濃度が環境基準の 50 倍を超えることがあることが、東京大学や交通安全環境研究所の調査で分かった。

(四)

起立斉唱命令を合憲とした昨年 5 月の最高裁判決は、「命令は思想・良心の自由を間接的に制約する可能性はあるものの、式の円滑な進行を図る目的などから合理性がある」と述べている。

(五)

2009 年に新型インフルエンザが発生した際は、毒性の弱いウイルスだったため、大きな被害を出さずに済んだ。だが、もし強毒性だったら、行政は的確な対策を打てず、深刻な被害をもたらしていたらろう。

(六)

やりたくないけどやらざるをえない。相反する感情に支配されるのが介護です。亡くなって後悔したくないから自分のために介護する。そんな割り切り方も時に必要かもしれません。

備

註 試 題 隨 卷 繳 交

考試科目	日 文	所 別	法 律 學 系 2111, 2112, 2114, 2116	考試時間	2 月 25 日 (六) 第 3 節
------	-----	-----	-----------------------------------	------	--------------------

二、請將以下各小題翻譯成中文（每小題 20%，合計 40%）

(一)

原判決が認定した事実の要旨は、被告人は、(1) 平成 18 年 8 月 25 日午後 10 時 48 分頃、福岡市内の海の中道大橋上の道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方の注視が困難な状態で普通乗用自動車を時速約 100 km で走行させ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させたが、折から、前方を走行中の被害車両右後部に自車左前部を衝突させ、その衝撃により、被害車両を左前方に逸走させて橋の上から海に転落・水没させ、その結果、被害車両に同乗していた 3 名（当時 1 歳，3 歳，4 歳）をそれぞれ溺水により死亡させたほか、被害車両の運転者（当時 33 歳）及び同乗していたその妻（当時 29 歳）に傷害を負わせ、さらに、(2) 上記事故について、負傷者を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時場所等を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった、というものである。

(二)

無権利者を委託者とする物の販売委託契約が締結された場合に、当該物の所有者が、自己と同契約の受託者との間に同契約に基づく債権債務を発生させる趣旨でこれを追認したとしても、その所有者が同契約に基づく販売代金の引渡請求権を取得すると解することはできない。なぜならば、この場合においても、販売委託契約は、無権利者と受託者との間に有効に成立しているのであり、当該物の所有者が同契約を事後的に追認したとしても、同契約に基づく契約当事者の地位が所有者に移転し、同契約に基づく債権債務が所有者に帰属するに至ると解する理由はないからである。仮に、上記の追認により、同契約に基づく債権債務が所有者に帰属するに至ると解するならば、上記受託者が無権利者に対して有していた抗弁を主張することができなくなるなど、受託者に不測の不利益を与えることになり、相当ではない。

備

註 試 題 隨 卷 繳 交